

飯塚市介護保険料減免要綱(平成18年飯塚市告示第151号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市介護保険料減免要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p data-bbox="210 293 311 325">附 則</p> <p data-bbox="159 355 322 387"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="123 418 815 450">1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="159 480 1025 512"><u>(令和8年度における前年度非課税者に対する保険料の減免)</u></p> <p data-bbox="123 542 1102 1372">2 <u>第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されていない者で介護保険法施行令(以下「令」という。)附則第25条又は条例附則第25項若しくは第26項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(以下この項において「みなし課税者」という。)がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の同年度分の保険料に係る保険料段階(条例第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下この項において同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条又は条例附則第25項若しくは第26項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の同年度分の保険料に係る保険料段階(次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階</u></p>	<p data-bbox="1227 293 1328 325">附 則</p> <p data-bbox="1167 418 1800 450">この告示は、平成18年7月1日から施行する。</p>

に決定されるときは、当該第1号被保険者の同年度分の保険料を減免する。

3 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

4 附則第2項の規定による保険料の減免については、第8条に規定する申請書の提出を求めないこととすることができる。

附 則

この告示は令和8年4月1日から施行する。